

田原本町老人福祉センター設置条例を廃止する条例（案）

田原本町老人福祉センター設置条例(平成19年9月田原本町条例第15号)は、
廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に行われた行為に対する廃止前の第8条の規定については、なお従前の例による。

(田原本町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
改正)

- 3 田原本町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和
31年9月田原本町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中第27号を削り、第28号を第27号とし、第29号から第47号まで
を1号ずつ繰り上げる。